

東汲沢小学校コミュニティハウスの利用に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、東汲沢小学校コミュニティハウスの利用に関する要綱に基づきコミュニティハウスの利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(利用施設)

第2条 コミュニティハウスの利用施設は次のとおりとする

- (1) 研修室・和室
- (2) 市民図書室

(学校利用の日)

第3条 学校が教育活動、PTA 活動及び、学校行事等で必要とする日

(利用日時)

第4条 利用できる日時は、年末年始を除き、次のとおりとする。ただし、学校等の都合により変更する場合がある。

1 研修室・和室

利用日：月・水・木・土・日曜日

(1) 午前 9：00～13：00

(2) 午後 13：00～17：00

※利用終了時刻15分前には、清掃に入り、5分前には利用報告書を事務室に提出し、撤収完了とする。

2 市民図書（休館日を除く）

〈貸出〉

月、水、木、土、日曜日 10：00～16：00

〈返却〉

休館日を除くコミュニティハウス開館の時間帯とする。

(利用の禁止)

第5条 次に該当する場合は、利用することができないものとする。

- (1) 政治を目的とした利用と認められるとき。
- (2) 宗教を目的とした利用と認められるとき。
- (3) 営利を目的とした利用と認められるとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある利用と認められるとき。
- (5) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき、利用要綱に従わないとき、その他館長が利用を不相当と認めたとき。
- (6) その他、施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の特例)

第6条 利用団体が、その事業の目的を達成するために、一定の期間使用する場合

には、館長の承認を得ることとする。ただし、他の団体の利用を著しく阻害する場合は、この限りではない。

- (1) 学校教育活動、PTA 活動、学校行事等の利用（学校利用の日）
- (2) コミュニティハウス自主事業
- (3) 市・区が主催する事業
- (4) 地域事業（自治会主催事業等）
- (5) 公職選挙に基づく選挙活動（個人演説・投票等）

（登録）

第7条 利用を希望するもの（学校利用を除く）は、あらかじめ「コミュニティハウス利用登録申請書」により、コミュニティハウス運営委員会（以下委任のために館長とする）に申し出なければならない。

- 2 館長は、研修室・和室の利用について申請書の内容を検討し、基準を満たしているものは申請を認める。
- 3 虚偽の申請及び、要綱、細則に従わない場合、並びに館長が利用を不相当と判断した場合は、登録を取り消し、以後の利用を認めない。
- 4 市民図書室を利用するものは、利用申込書を館長に提出し、あらかじめ利用者カードの交付を受け、これにより貸し出しを受ける。

（利用申込）

第8条 「コミュニティハウス利用登録申請書」により申請が認められ、利用を希望するものは、「コミュニティハウス利用申込書」により、所定の期日までに館長に申し込まなければならない（学校利用・当日利用を除く）。ただし、電話予約は不可とする。

- 2 研修室・和室の申込みは、利用月の二カ月前の1日から（1日が休館日の場合は2日）利用申込みを受け付ける。1日は窓口のみ受付、2日以降、研修室・和室の空き状況を確認すれば、窓口だけでなく、FAX（『利用申込書』）でも申込み可とする。
- 3 利用者の決定は、原則、申込み順とする。ただし、突然の選挙会場指定等により、申込みが重なるなど特殊な事情が生じた場合は、運営委員会で定めた方法により、決定できるものとする。この場合は、利用の決定内容を、館長より利用申込み代表者に電話等で伝えるものとする。
- 4 利用が終了した者は、施設利用報告書をコミュニティハウス館長に提出する。
- 5 市民図書室における、図書の館外貸し出しを希望する者は、利用申込書を館長に提出し、あらかじめ利用者カードの交付を受け、これにより貸し出しを受ける。ただし、1人2冊まで貸出期間は2週間とする。

（利用者の義務）

第9条 利用者は、施設を利用するにあたり、次の事項を守らなければならないものとする。

（1）（利用時間）

許可された利用時間を守るために、利用終了の5分前には、利用報告書を事務室に提出し、撤収完了とすること。現状復帰の時間を考慮して、活動時間の終

了時刻を事前に決めておくこと。終了15分前にいかなる活動も終わること。
同じ場所での連続利用の場合は、この限りではない。

(2) (現状復帰)

利用後は、椅子、机、その他使用した器具等（倉庫にあるものを含む）は、必ず現状に復すること。また利用中における器物等の破損については、利用者の弁償とする。

(3) (清掃・後片付け・落とし物等)

利用後は、報告書の確認欄にあるように、使用したテーブルを雑巾で拭き、掃除機をかけるなどの清掃・片付けをした後、事務室のスタッフと落とし物等の確認を行い、コミュニティハウスの運営に支障のないようにすること。（学校独自利用日における拭き掃除の道具は、湯沸かし室のものを利用すること。）

(4) (ごみの持ち帰り)

お茶がら等の生ごみも含めて、すべてのごみは持ち帰ること。

(5) (飲食、荷物置き場としての利用)

禁酒、禁煙である。食事をとるためだけの利用、つまりお食事会等の飲食を主目的とする利用はできない。活動中、会議中等における軽食、飲み物はこの限りではない。そのための湯沸し設備は、利用できる。また荷物置き場としての利用はできない。

(6) (車の校内駐車許可申請)

利用者の車の乗り入れについては、原則禁止とする。ただし、特別な事情のある場合は、一団体につき一台までは駐車許可を申請することができる。許可された場合でも、別に定める確認事項を厳守すること。

(7) (車等の乗り入れ禁止時間)

学校敷地内の車の出し入れについては、児童の中休み（10：40～11：00）及び、昼休み（13：10～13：45）の時間帯については例外なく禁止とし、その他の時間帯については最徐行とする。また、学校活動中は誘導を付ける。自転車・バイク等については、全ての時間帯において学校敷地内では乗らずに押し歩きとする。万一事故のあるときは、全ての責任を運転者が負うものとする。

(8) (学校独自利用の日における利用報告書)

休館日の場合のみ、事務室入口にあるバインダーに綴じておく。予約確認については学校独自利用団体の間で確認を行うこと。利用報告書は、学校独自利用における報告書を使用すること。

(9) その他、運営委員会及び、事務局の指示に従うこと。

(利用料)

第10条 コミュニティハウスの利用料は無料とする。ただし、コピー代や印刷代等実費相当分の費用は徴収する。

(免責)

第11条 要綱の規定により、コミュニティハウスを利用するものが、負傷等によって生じた損害については、コミュニティハウスは一切の責めを負わないものとする。

附則

この細則は、平成22年4月1日より施行する。
この細則は、平成23年3月31日に一部改定。
この細則は、平成24年6月1日に一部改定。
この細則は、平成25年7月1日に一部改定。
この細則は、平成26年3月20日に一部改定。
この細則は、平成26年3月20日に一部改定。
この細則は、平成27年4月1日に一部改定。
この細則は、平成28年1月4日に一部改定。
この細則は、平成29年4月1日に一部改定。
この細則は、平成30年6月5日に一部改定。
この細則は、令和2年6月21日に一部改定。
この細則は、令和3年6月15日に一部改定。
この細則は、令和5年6月12日に一部改定。
この細則は、令和6年4月1日に一部改定。
この細則は、令和7年6月26日に一部改定。